

## 栃木市ネーミングライツに関する基本方針

### 1 趣旨

この基本方針は、市有施設及び市が実施するイベント等（以下「施設等」という。）に愛称を付ける権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与する制度の適正な運用を図るため、対象となる施設等や募集の方法その他ネーミングライツに関する事項について、基本的な考え方をまとめたものです。

### 2 導入の目的

施設の安定的な管理、運営等のための財源を確保するとともに、官民連携による相互の活性化を図ることを目的とします。

### 3 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツ事業は、施設等に企業名、商品名等を冠した愛称を付し、その代わりにネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ事業者」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の管理、運営に役立てるものです。
- (2) 市は、ネーミングライツ導入後、ホームページ、広報紙、イベント等において愛称を使用し、積極的に愛称の普及に努めるものとします。ただし、条例等で定める施設等の正式名称は変更しません。また、利用者等の混乱を避けるため、正式名称と愛称は併用できるものとします。

### 4 対象施設等

ネーミングライツ事業の対象は、原則として、多くの市民等が利用又は参加し、広告効果が見込まれる施設等とします。

ただし、市庁舎、学校、保育園など施設等の性質上、特定の企業名や商品名等を冠した愛称を付すことが適当でない判断されるものは、対象外とします。

なお、指定管理者制度を導入している施設の場合は、市は予め指定管理者と協議するものとします。

### 5 導入手続き

ネーミングライツ事業者の募集は、市が施設等を特定して公募する「施設等特定型」又は企業等からの提案による「企画提案型」のいずれかの方法とします。

なお、「企画提案型」により提案のあった施設等が、大規模かつ知名度の高い施設等であり、市があらためてネーミングライツ事業者を公募することにより、複数の応募が見込まれる場合は、栃木市ネーミングライツ事業者選定委員会設置要領で定める選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、手続きの途中において「施設等特定型」に移行できるものとします。

導入までの手続きは、概ね次のとおりです。

- ① 募集する施設等、募集条件（ネーミングライツ料、契約期間等）の決定  
※施設等特定型のみ
- ② ネーミングライツ事業者の募集  
※企画提案型の場合は「企業等からの提案の募集」
- ③ 選定委員会による審査
- ④ ネーミングライツ事業者及び愛称の決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 看板の表示変更等
- ⑦ 愛称の使用開始

## 6 愛称の条件等

- (1) 愛称は、対象となる施設等のイメージにふさわしく、市民や利用者に親しみやすいものとします。ただし、次のいずれかに該当する愛称は付けることができません。
  - ① 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - ② 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの
  - ③ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
  - ④ 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
  - ⑤ 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
  - ⑥ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
  - ⑦ その他施設等の愛称として適当でないと認められるもの
- (2) 対象となる施設等に既に愛称が付いている場合等は、市が指定する単語を愛称に含めるよう条件設定することができるものとします。
- (3) 施設等の愛称は、二つまで提案できるものとします。
- (4) 利用者等の混乱を避けるため、原則として、契約期間内の愛称の変更はできません。ただし、社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

## 7 ネーミングライツ料

- (1) 施設等特定型  
施設等の規模、利用者数（参加者数）、地理的要件、メディアに取り上げられる頻度等を総合的に勘案し、施設等ごとにネーミングライツ料の最低金額を設定します。
- (2) 企画提案型  
企業等から提案のあったネーミングライツ料が（1）に準じて妥当であるか、選定委員会において判断します。  
なお、ネーミングライツ料に加えて、役務や物品の提供も可能とします。

## 8 契約期間

契約期間は、原則、3年以上とします。（イベント等は単年度でも可）  
施設等特定型の場合は、募集に際し、施設等毎に契約期間を定めます。

## 9 応募資格

企業または団体を対象とし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ① 市税を滞納している者
- ② 市から指名停止の措置を受けている者
- ③ 栃木市暴力団排除条例（平成23年条例第62号）第2条第1号、第4号及び第5号に規定する暴力団又は暴力団員等で構成される者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続等を行っており、履行が困難と認められる者
- ⑤ その他ネーミングライツ事業者にあつさわしくないとして市長が認める者

## 10 募集方法等

### (1) 募集方法

ネーミングライツ事業者の募集は、原則公募とし、ホームページや広報紙、報道機関への情報提供など多様な媒体を活用し、幅広く周知します。

### (2) 募集期間

- ① 施設等特定型 原則として、30日以上とします。
- ② 企画提案型 通年募集とします。

### (3) 募集要項

募集にあたり必要な事項については、個別に募集要項を作成します。

## 11 選定方法等

選定委員会において、応募者の適性や提案内容等を総合的に勘案し、ネーミングライツ事業者の候補者及び愛称を選定します。

また、企画提案型の場合は、施設等特定型への移行の要否についても審査します。

## 12 ネーミングライツ事業者及び愛称の決定等

市は、選定委員会において選定されたネーミングライツ事業者の候補者と協議を行ったうえで、ネーミングライツ事業者及び愛称を決定します。決定後、ネーミングライツ事業者とネーミングライツに関する契約を締結します。

## 13 ネーミングライツ事業者等の公表

ネーミングライツ事業者決定後、ホームページや広報紙、報道機関への情報提供等によりネーミングライツ事業者の名称、ネーミングライツ料、契約期間、愛称等

を公表します。

#### 14 施設名称サイン及び看板等の表示変更等

- (1) ネーミングライツ事業者は、施設敷地内の施設名称サイン及び看板等（以下「サイン」という。）の表示変更及び新たなサインの設置を行うことができます。
- (2) サインには、企業ロゴに限り愛称と一緒に表示することができます。
- (3) サインの表示変更等にあたっては、法令等を順守するとともに、表示内容や設置場所等について、市と協議するものとします。
- (4) 表示変更等を行ったサインは、契約期間終了後、ネーミングライツ事業者が原状回復するものとします。

#### 15 費用負担

名称変更に伴うサインの表示変更及び修繕等に要する費用、契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ事業者の負担とします。

市が発行するパンフレット等の印刷物や市ホームページの表示変更等については、市の負担とします。

#### 16 愛称の活用等

ネーミングライツ事業者は、愛称や施設等の写真を広告等に使用することができるものとします。また、市と協議の上、ネーミングライツ施設において販売促進活動やポスターの掲出等を行うことができるものとします。

#### 17 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ事業者の信用失墜行為により、施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合は、市は契約を解除できるものとします。その場合におけるサインの原状回復に要する費用は、ネーミングライツ事業者の負担とします。

#### 18 実施日

この基本方針は、令和4年1月20日から実施します。